

大谷學報

第七十一卷 第四号

平成四年八月二十日発行

法華寺の三「嶋」院について.....	宮崎 健司 (1)
淨土系直談と説話.....	高橋 伸幸 (14)
——標題説話の背景（下）——	
平成三年度 大谷学会研究発表要旨.....	(41)
彙報.....	(56)
二分脊椎症児と保育	
マネージメント.....	
佐賀枝夏文 (1)	

大 谷 大 学
大 谷 學 会

大谷学報 第七十一卷 第二号

ジエイムズ・ジョイスの

「レースのあとで」 米本 義孝

シエラーラーの実証主義批判と

実証科学の位置 千葉 芳夫

信と経験 大城 邦義

——『仏説観無量寿經』を読む——（下）

平成元年度 特別研修員研究発表報告

平成二年度 特別研修員研究発表報告

大谷学報 第七十一卷 第三号

制度論から人間関係論へ 野村 哲也

——家族社会学におけるパラダイムの転換——

青年ならびに成人における

一休感への願望について 杉原 保史

浄土系直談と説話 高橋 伸幸

——標題説話の背景（上）——

大谷学会 春季公開講演要旨

ドイツの統一とヨーロッパ 大河内了義

宇宙のはじまり 佐藤 文隆

学位論文審査要旨

体育とスポーツに対する

イメージの尺度作成の研究 中桐 伸吾

THE OTANI GAKUHO

(THE JOURNAL OF
BUDDHIST STUDIES AND HUMANITIES)

CONTENTS

Articles :

On the three Shima-In in the Hokkeji *Kenji Miyazaki* (1)

Stories in Jodo Buddhism [II] *Nobuyuki Takahashi* (14)
—The Background of “Title Story”—

Spina Bifida Child and Nursing Management *Natsufumi Sagae* (1)

Résumés of the Papers Presented at the Otani
Society Annual Meeting 1991 (41)

Miscellaneous :

PUBLISHED FOR THE OTANI SOCIETY
OTANI UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN

大谷学会規程

- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。
- 第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。
2、委員は企画・編纂・出版等の会務を掌理する。
- 第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。
- 第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。
- 第一条 1、本会の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は貳千円とする。
- 第二条 1、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の発行
二、「大谷大学研究年報」の発行
三、研究会及び公開講演会の開催
四、その他必要な事業
- 第四条 1、本会は大谷大学大学院・文部並びに短期大学部のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。
- 2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。
- 第五条 1、本会に左の役員を置く。
2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。
- 第一条 本会の事務は、教務課の所管とする。
- 第一条 大谷大学に大谷学会を置く。
- 第二条 本会は真宗学・仏教学・哲学・社会学・史学・文学、その他の学術研究と発表をおこなうことを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の発行
二、「大谷大学研究年報」の発行
三、研究会及び公開講演会の開催
四、その他必要な事業
- 第五条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の発行
二、「大谷大学研究年報」の発行
三、研究会及び公開講演会の開催
四、その他必要な事業
- 第六条 会長には大谷大学学長が当り、会務を統理する。
- 第七条 1、委員は十名とし、教授会において互選する。
2、委員は企画・編纂・出版等の会務を掌理する。
- 第八条 1、監事は二名とし、教授会において互選する。任期は二年とする。
- 第九条 会員は本会の出版物にその研究を発表し、「大谷学報」並びに「大谷大学研究年報」の配布を受け、本会主催の会合に出席することができる。
- 第一条 1、本会の会費は年額金四千円とする。但し、学生会員は貳千円とする。
- 第二条 1、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため、左の事業をおこなう。
- 一、季刊「大谷学報」の発行
二、「大谷大学研究年報」の発行
三、研究会及び公開講演会の開催
四、その他必要な事業
- 第四条 1、本会は大谷大学大学院・文部並びに短期大学部のすべての教育職員及び学生をもつて会員とする。
- 2、前項のほか、本会の趣旨に賛同し、役員会において承認されたものは、会員となることができる。
- 第五条 1、本会に左の役員を置く。
2、本会の必要経費については、助成金を受けることができる。
- 第一条 本会の事務は、教務課の所管とする。

郵便番号	六〇三六二	大谷学會	明村西印刷者	弘和田古発行者兼集編	智信安藤大竹鑑小野蓮彰片野道雄多田稔安富信哉	大谷學會役員	第一三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。
振替	京都市北区小山上総町	大谷大学内	明村西印刷者	弘和田古発行者兼集編	智信安藤大竹鑑小野蓮彰片野道雄多田稔安富信哉	大谷學會役員	第一三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

附則 第一三条 この規程の改正には、教授会の議を経なければならない。

第一〇条 1、この規程は昭和五十六年四月一日から施行する。

2、昭和三十七年四月一日施行の「大谷学会会則」はこれを廃止する。